

運 営 規 程

(居宅介護・重度訪問介護)

身体障がい者ホームヘルプサービス サンタハウス弘前

運 営 規 程

身体障がい者ホームヘルプサービス サンタハウス弘前

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人弘前豊徳会が開設する身体障がい者ホームヘルプサービスサンタハウス弘前（以下「事業所」という）において実施する指定障がい福祉サービス事業の居宅介護・重度訪問介護の適正な運営を確保するため人員及び管理運営に関する事項を定め、居宅介護、重度訪問介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な居宅介護、重度訪問介護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の意思及び人格を尊重し、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言並びに外出時における介護その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行う。

2 事業にあたっては、利用者の必要な時に必要な居宅介護、重度訪問介護の提供ができるよう努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

4 全三項のほか、「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「法」という。）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第3条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講ずるよう努める者とする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 身体障がい者ホームヘルプサービス サンタハウス弘前
- (2) 所在地 青森県弘前市大字大川字中桜川18番地10

第2章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- (1) 管理者（常勤で兼務） 1名
管理者は、この事業所の従事者の管理及び職務の管理を一元的に行うこととともに、事業所の従事者に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 管理者補佐（常勤で兼務） 1名
- (3) サービス提供責任者
 - 介護福祉士 2名
(常勤兼務 2名)
サービス提供責任者は、居宅介護計画を作成し、利用者及びその同居家族にその内容を説明するほか、事業所に対する指定居宅介護の利用申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。
- (4) 訪問介護員等 介護福祉士 12名
 - (常勤兼務 12名)
介護福祉士実務者研修 3名
(常勤兼務 3名)
初任者研修課程修了者 3名
(常勤兼務 3名)
基礎研修課程修了者 1名
(常勤兼務 1名)

訪問介護員等は、居宅介護計画に基づき指定居宅支援の提供にあたる。

第3章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第6条 この事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 365日（日曜日・祝祭日利用可能）
- (2) 営業時間 8時00分～17時00分
- (3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により、24時間常時連絡が可能な

体制とする。

第4章 居宅介護・重度訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額

(居宅介護・重度訪問介護の内容)

第7条 この事業所で行う居宅介護、重度訪問介護の内容は、次の通りとする。

- (1) 居宅介護計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
 - ① 食事の介護
 - ② 排泄の介護
 - ③ 衣類着脱の介護
 - ④ 入浴の介護
 - ⑤ 身体の清拭、洗髪
 - ⑥ 通院介助 ((3) の事業として実施する通院等のための乗車又は降車の介助を除く)
 - ⑦ その他の必要な身体の介護
- (3) 通院等のための乗車又は降車の介助
 - 通院等の介助について本事業所の従業者自ら運転して通院を支援する。
- (4) 家事援助に関する内容
 - ⑧ 調理
 - ⑨ 衣類の洗濯、補修
 - ⑩ 住居等の掃除、整理整頓
 - ⑪ 生活必需品の買い物
 - ⑫ 関係機関との連絡
 - ⑬ その他必要な家事
- (5) 日常生活支援に関する内容
 - 日常生活全般に常時の支援を要する全身性障がい者に対して、日常生活支援（身体介護、家事援助、見守り等の支援）を行う。
- (6) 前各号に掲げる便宜に付帯する便宜
 - (2) から (5) に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言。

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 指定居宅支援を提供した際には、支給決定障がい者から当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際には、支給決定障がい者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額に90分の100

を乗じて得た額の支払を受けるものとする。

- 3 地域包括ケアシステムを支える介護職員の安定的な人材確保を行うために「介護職員処遇改善加算（I）」を第1項、第4項及び第5項の1ヶ月当たりの料金に令和6年5月までは居宅介護は27.4%、重度訪問介護は20.0%を乗じた額を加算する。

※臨時報酬改定により、現行の介護職員処遇改善加算と同様、令和6年5月までは設定された加算率4.5%乗じる形とする。

- 4 厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善を実施するため「介護職員等特定処遇改善加算（II）」を第1項、第4項及び第5項の1ヶ月当たりの料金に令和6年5月までは5.5%を乗じた額を加算する。

- 5 地域包括ケアシステムを支える介護職員の安定的な人材確保を行うために「介護職員等処遇改善加算（I）」を第1項、第4項及び第5項の1ヶ月当たりの料金に令和6年6月からは居宅介護は40.2%、重度訪問介護は32.8%を乗じた額を加算する。

- 6 第3項及び第4項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ支給決定障がい者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障がい者等の同意を得なければならない。

- 7 第1項から第4項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を支給決定障がい者に対して交付しなければならない。

（利用者負担額等に関する管理）

第9条 事業所は、支給決定障がい者等の依頼を受けて、当該支給決定障がい者等が同一の月に指定障がい福祉サービス、身体障がい者福祉法第17条の10第1項に規定する指定施設支援、又は知的障がい者福祉法第15条の11第1項に規定する指定施設支援を受けたときは、当該支給決定障がい者等が当該同一の月に受けた指定障がい福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額、身体障がい者福祉法による指定施設支援に係る同法第17条の10第2項第2号に掲げる額（同法第17条の13の2の規定の適用がある場合にあっては、同法第17条の10第2項第2号に掲げる額を下回る範囲内において市町村長が定めた額）及び知的障がい者福祉法による指定施設支援に係る同法第15条の11第2項第2号に掲げる額（同法第15条の14の2の規定の適用がある場合にあっては、同法第15条の11第2項第2号に掲げる額を下回る範囲内において市町村長が定めた額）の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。

この場合において利用者負担額等合計額が、令第17条第1項に規定する負担

上限月額、又は令第21条第1項に規定する高額障がい福祉サービス費算定基準額を超えるときは、事業所は、当該指定障がい福祉サービス、身体障がい者福祉法による指定施設支援及び知的障がい者福祉法による指定施設支援の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障がい者等に通知するものとする。

第5章 通常の事業の実施地域

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、弘前市、板柳町、藤崎町、田舎館村、五所川原市、鶴田町、つがる市、黒石市、青森市、大鰐町、鰺ヶ沢町、平川市、西目屋村とする。

第6章 緊急時における対処方法

(緊急時における対処方法)

第11条 現に居宅介護、重度訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に連絡する。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

第7章 ハラスメント対策の強化

(ハラスメント対策の強化)

第12条 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第8章 虐待防止及び身体拘束について

(虐待の防止等)

第13条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を措置する。

(身体の拘束等)

第14条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその容態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

- 2 当事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項実施する。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヵ月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の職員に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

第9章 協力医療機関について

(協力医療機関)

第15条 当事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定める。

- (1) サンタハウスクリニック 弘前市大字大川字中桜川19番地1
- (2) 弘愛会病院 弘前市大字宮川三丁目1番地4
- (3) ときわ会病院 南津軽郡藤崎町大字榎字龜田2番地1
- (4) 板柳中央病院 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井
74番地2
- (5) 藤代健生病院 弘前市大字藤代二丁目12番地1

- 2 当事業所は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

- (1) 代官町クリニック吉田歯科 弘前市大字代官町108番地

第10章 業務継続計画(BCP)について

(業務継続計画の策定等)

第16条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において利用者に対する指定訪問介護サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開

を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当事業所は、訪問介護員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第11章 その他運営に関する重要事項

（苦情解決）

第17条 提供した居宅介護・重度訪問介護に関する利用者並びにその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置など、必要な措置を講じるものとする。

- 2 本事業者は、提供した居宅介護、重度訪問介護に関して、法第10条第1項の規定により市町村が、また、法第48条第1項の規定により青森県知事又は市町村長が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の命令、又は当該職員からの質問もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者並びにその家族からの苦情に関して市町村、又は青森県知事が行う調査に協力するとともに、市町村、又は青森県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 本事業所は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（勤務体制の確保）

第18条 利用者に対して、適正な居宅介護、重度訪問介護を提供できるよう、訪問護員等の勤務体制を定める。

- 2 訪問介護員等の質的向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - (ア) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (イ) 継続研修 年2回

（衛生管理等）

第19条 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、定期的健康診断などの必要な管理を行う。

- 2 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努める。

(秘密保持)

第 20 条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者並びにその家族の秘密を漏らさないものとする。

- 2 従業者であったものが、その業務上知り得た利用者並びにその家族の秘密を漏らさない旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 事業所は利用者の医療上緊急の必要がある場合又は他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者並びにその家族に関する個人情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者並びにその家族の同意を得るものとする。

(事故発生時の対応)

第 21 条 利用者に対する指定居宅介護の提供により、事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

- 2 利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業の責に帰すべきからざる事由による場合は、この限りではない。

(会計の区分)

第 22 条 事業所ごとの経理を区分するとともに、指定居宅介護の会計とその他の会計を区分する。

(記録の整備)

第 23 条 従業者、設備備品に及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 2 利用者に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護・重度訪問介護を提供した日から 5 年間保存するものとする。

(その他)

第 24 条 この規程に定める事項のほか、この事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人弘前豊徳会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

「身体障がい者ホームヘルプサービス サンタハウス弘前 運営規程」(平成 18 年 4 月 1 日施行) は平成 18 年 9 月 30 日をもって廃止する。

この規程は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は令和 元 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は令和 6 年 4 月 15 日から施行する。

この規程は令和 6 年 5 月 23 日から施行する。

この規程は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。